

○農林水産省、厚生労働省、経済産業省、告示第七号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第十三章第二項第三号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三章第二項第三号に規定する主務大臣が定める量（平成十一年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第十九号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 田村 売久
経済産業大臣 野上 浩太郎
環境大臣 梶山 弘志
小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

特定分別基準適合物	改 正 後	量（千キログラム）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号。以下「規則」という。） 第四条第四号に規定する分別基準適合物	八六、三七四	

特定分別基準適合物	改 正 前	量（千キログラム）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号。以下「規則」という。） 第四条第四号に規定する分別基準適合物	八九、七四六	